

# 御船町農業委員会会議録

令和元年8月13日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和元年 8 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 8 月 13 日（月）午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室
3. 主席委員（14 名）  
会 長 1 番 富田 早苗  
会長職務代理者 2 番 荒木 義一  
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛  
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治  
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠  
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子  
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫  
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄  
欠席者 12 番 藤岡 雅子  
最適化推進委員 9 名参加 1 番 松岡 信浩欠席
4. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事録署名委員の指名 10 番 11 番
  - 4 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 5 議案第 34 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
  - 6 議案第 35 号 農地最適化推進委員の辞任について
  - 7 報告第 13 号 非農地と判断したので報告
  - 8 報告第 14 号 合意解約通知について
  - 9 報告第 15 号 耕作証明書発行について
  - 10 その他
5. 農業委員会事務局職委員  
課 長 井上 辰弥  
係 長 緒方 弘和  
主 事 吉澤 輝

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。農業委員 1 名の欠席 (12 番 藤岡 雅子) 連絡を受けております。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 13 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の 9 名の出席をいただいております。只今より令和元年 8 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

会長挨拶 はい。皆さん、こんにちは。台風が接近しております。ここ 2・3 日風が強い様で雨を望みます。(前の台風では、雨が期待できなかったため) 議事録署名委員の指名を行います。10 番 田端委員 11 番 芥川委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 33 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

### 3 議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。  
議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めます。  
令和元年 8 月 13 日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。  
次のページをご覧ください。今回は 6 件申請がございます。  
① 土地の所在地  
大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 田 面積△㎡。  
大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 田 面積△㎡。  
大字〇〇 字〇〇 △・△・△・△番合併 地目 田 面積△㎡。  
大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 田 面積△㎡。  
譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇  
譲受人住所・氏名 〇〇都〇〇区〇〇〇△丁目△-△  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△階

〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇

転用目的：太陽光発電施設・駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）田4筆 計 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇  $\Delta$ - $\Delta$  地目 畑 面積 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

転用目的：資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 $\Delta$ - $\Delta$  〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇 $\Delta$ - $\Delta$

有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇。

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇  $\Delta$ - $\Delta$  地目 畑 面積 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

転用目的：貸資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇 $\Delta$ -  
 $\Delta$  〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇 $\Delta$ - $\Delta$  〇〇 〇〇。

④ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇  $\Delta$ - $\Delta$  地目 田 面積 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇  $\Delta$ - $\Delta$  地目 田 面積 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

転用目的：貸資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇 $\Delta$   
〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇 $\Delta$ - $\Delta$  〇〇 〇。

⑤ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇  $\Delta$ - $\Delta$  地目 田 面積 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

転用目的：駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

⑥ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇  $\Delta$ - $\Delta$  地目 田 面積 $\Delta$ m<sup>2</sup>の内 $\Delta$ m<sup>2</sup>。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

譲渡人 大字〇〇 $\Delta$  〇〇 〇〇。

譲受人 大字〇〇 $\Delta$  〇〇〇〇〇〇〇〇〇 $\Delta$  〇〇 〇〇〇。

以上6件10筆です。

議長 はい、ありがとうございました。6件10筆です。まず、申請番号①番です。6番の担当 大西委員より許可要件等の説明をお願いします。

議案第33号受付番号① ○○○○○○○○

6番 現地確認へ参りました。場所の説明を致します。4ページをお開きください。○○○小学校カーブ手前から左折すると○○方面へ行く道がございます。△mほど行った所が、今回の申請地であります。現地は7・8ページのようなところであります。休耕田となっております。2ページをご覧ください。農地の区分は、第2種農地であります。面積は△m<sup>2</sup>であります。転用目的は、太陽光発電施設であります。資料の5・6ページであります。現行として休耕田であります。一般基準に関しては、1から10までに該当するものについては適当と判断致します。排水同意も取れております。総合判断として、許可相当と判断致します。みなさんのご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。この案件について、質問がある方はお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番、担当の9番 藤本委員説明をお願いいたします。

議案第33号 申請番号②番 ○○ ○○

5番 はい、現地確認へ参りました。場所は12ページをご覧ください。○○の○○○の農地に隣接の農地であります。旧県道沿いになります。○○と○○の境であります。15ページをご覧ください。現地がこのようになっています。14ページに始末書が提出されております。10ページに戻っていただき、農地の区分としては、第2種農地と判断しております。面積は△m<sup>2</sup>であります。転用目的は資材置場の計画であります。一般基準です。1から10までの項目に該当する項目については適当と判断致します。よって、以上のようなことから総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これは、無断転用の申請でしょ。始末書があるということは。この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。この案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号③の要件等の説明を担当の 13 番委員山本委員お願いいたします。

申請番号③番 ○○ ○○。

13 番 はい、現地確認へ参りました。場所の説明を致します。19 ページをご覧ください。○○に唯一の信号機があるところであります。○○○○○○○○の○○○を渡って直ぐの農地であります。今年の 3 月に 5 条申請があった所に隣接する農地であります。農地の区分としては、第 2 種農地として判断しております。面積といたしましては、△㎡となります。転用目的と致しましては、貸資材置場・駐車場であります。17 ページをご覧ください。申請者は、土木会社を営んでおりまして、ダンプ・トレーラーを保有しており、3 月に購入した土地では狭いため、今回の申請に至りました。一般基準につきまして、1 から 10 までの項目について該当する項目は適当と判断致します。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。以前申請された分の規模拡張ということになります。この案件につきまして、質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。ございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号④番なのですが、8 番 福島委員説明お願いいたします。

議案第 31 号 申請番号 4 番 ○○ ○。

8 番 はい、現地確認へ参りました。まずは、場所の説明を致します。25 ページをご覧ください。○○○○○から○○方面へ△mほど行ったところになります。写真がございます。29 ページになります。ここも違反転用であります。23 ページをご覧ください。農地の区分としては、第 2 種農地であります。2 筆

で△㎡であります。転用目的として、申請者が会社を経営しております貸資材置場として利用する計画であります。平成25年頃から利用している状況であります。今後も資材置場として利用する計画であります。一般基準として、1から10までの項目に該当するものに対しては、適当と判断します。隣接同意・排水同意も得ております。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これも違反転用申請でした。この案件に付きまして、御意見等はございませんか。無いようですので、この申請につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑤担当の7番池田委員説明をお願いいたします。

申請番号⑤番

〇〇 〇〇。

7 番

はい、現地確認へ参りました。資料34ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇の近くであります。農地の区分と致しまして、第3種農地であります。第二種低層住居専用地域に定められた農地で、第3種農地と判断致します。申請者が現在IT関連の仕事をしており、来客用の駐車場として今回の申請に至りました。面積は△㎡、転用目的は、駐車場であります。一般基準の1から10に関して、該当するものには、適当と判断致します。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。ご意見・ご質問はございませんか。無いようですので、この申請につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑥担当の9番藤本委員説明をお願いいたします。

申請番号⑥番

〇〇 〇〇〇。

9 番

はい、現地確認へ参りました。場所の説明を致します。〇〇地区の集落になります。地図の南側に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○が有ります。41 ページをお開きください。農地区分ですが、第1種農地になります。周囲が宅地に囲まれた一角になります。39 ページに戻っていただき、農地の区分と致しましては、第1種農地になります。転用面積は、△㎡のうち△㎡であります。転用目的は、個人住宅であります。一般基準の1から10に関して、該当するものには、適当と判断致します。地元区長からの同意も得られております。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。この案件に付きまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第34号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求めます。

令和元年8月13日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
議案書4ページ利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。2件ございます。次のページは、所有権移転となります。農業公社を通した所有権移転であります。続きまして、7ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画を定める。

令和元年8月13日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

令和元年第8回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は327,025㎡、畑の累計は94,835㎡。田畑合計で421,860㎡となっております。下の欄に所有権移転がございました。田19,156㎡で合計も19,156㎡であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第35号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書8ページをご覧ください。

議案第35号

農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）23条の規定により同意を求める。令和元年8月13日 提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。9ページをお願いします。辞任願いが提出されました。推進委員の松岡さんの経歴等を掲載しております。辞任に関しても農業委員会の総会にて承認を得なければなりませんので、本日、議案としております。説明資料の最終ページに、松岡委員から7月31日をもって辞任願いが提出されております。理由と致しましては、一身上の都合により、2019年8月31日をもって、辞任したいという意向がございました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。これにつきましては、地元で後任を見つけていただかないといけません。出来る限り早く選任され欠が出ないようにしていただきたいと思います。

2 番

はい、まずは、推薦者（代表者へ意向を伝え）に連絡を入れないといけないと思いますので、今後、辞任される場合は、推薦者へ相談されたが良いと判断します。

5 番

期限等がありますか。

事務局

はい、お答えいたします。辞任願いが出てからの手続きなのですが、農業委員会で承認をする必要があります。承認後は、欠が出ますので補充する形を取ります。3年間の任期ですので、例えば残りの任期が1・2ヶ月であればそこで必ずしも補充する必要があるかといえ、ケースバイケースですが、現時点では、後1年6ヶ月ありますので、速やかに後任を決めて欲しいとのことでした。推進委員さんが1欠でいきますと、農業委員の負担もかなり大きくなってきますので、地元のほうから後任を出していただければと考えております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。では松岡推進委員の辞任に対して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。続きまして、報告第 13 号をお願いいたします。

はい、議案書 10 ページをご覧ください。

報告第 13 号

農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。令和元年 8 月 13 日提出 農業委員長 富田 早苗。11 ページをお願いいたします。

こちらに非農地通知一覧表があります。7 月 12 日に藤本委員・坂本保男委員・福島委員の 3 名で現地確認をしていただいております。結果、田 2 筆・畑 7 筆 計 9 筆 面積 3,116 m<sup>2</sup>を非農地として承認しております。7 月 16 日に通知を発行しております。以上です。続きまして、報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和元年 8 月 13 日 提出 御船町農業委員会。次のページに 1 件の合意解約が、提出されております。本日、ここに報告いたします。続きまして、

報告第 15 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので、報告する。令和元年 8 月 13 日提出 御船町農業委員会。次のページをご覧ください。1 件「耕作証明書」発行しております。

議長

はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認をお願いいたします。議案はこれで終了いたしました。他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 8 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

10 番

㊞

11 番

㊞